#### 東広島市居住支援協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東広島市居住支援協議会(以下「本会」という。)という。 (目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成19年法律第112号。以下「法」という。)第51条第1項に基づき、住宅確保要配慮者(法第2条第1項に規定する住宅確保要配慮者をいう。)に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、住宅確保要配慮者が円滑に住まいを探すことができ、安心して暮らし続けることができる環境を整備することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- (2)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (3)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 新しく会員となろうとする者は、会長に入会申込書(別記様式第1号)を 提出し、会員総数の過半数の同意を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、退会届(別記様式第2号)を会長に提出しなければならない。

第2章 役員

(役員)

- 第5条 本会には、次の役員を置く。
- (1)会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

(役員の選任)

- 第6条 会長は東広島市建設部住宅課長の職にある者をもって充てる。
- 2 副会長は東広島市健康福祉部地域共生社会担当部長の職にある者をもって充てる。
- 3 監事は公益財団法人日本賃貸住宅管理協会広島県支部から選任された者 をもって充てる。

(役員の任務)

- 第7条 役員の任務は、次のとおりとする。
- (1)会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(総会)

第3章 組織

- 第8条 総会は、本会の最高議決機関であって、会員をもって構成し、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。
- 2 総会は、次の事項を評議決定する。
- (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。
- (3)会則の制定及び改廃に関すること。
- (4) 部会の設置に関すること。
- (5) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。
- 3 総会及び臨時総会の開催は、文書による照会をもってこれに代えることが できる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることが

できる。

(定足数等)

- 第9条 総会は、会員の過半数の出席によって成立し、総会の議事は、出席者 の過半数によって決する。
- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面を もって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。こ の場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、 前項の適用については、出席した会員とみなす。
- 3 前条第3項の規定により総会を開催する場合にあっては、第1項の適用については、「出席」を「回答」と読み替えるものとする。

(部会)

- 第10条 本会は、第3条の活動を専門的かつ具体的に協議するため、部会を 設置することができる。
- 2 部会は、会長が指名する者をもって構成する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括し、部会を招集して議長となる。
- 4 部会長は、部会の構成員の互選により選任する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第11条 本会の事務、経費の管理等を行うため、東広島市建設部住宅課に事 務局を置く。

第4章 会計

(経費)

第12条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもってこれに充てるものと する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

(監査及び報告)

第14条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 その他

(秘密の厳守)

第15条 会員は、本会の事業の実施に関し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、本会の事業の実施に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項については 別に定める。

### 附則

1 この会則は、令和7年5月16日から施行する。

## 別表 (第4条関係)

区分	団体名	職名
不動産	公益社団法人 広島県宅地建物取引業協会	会長
関係団体	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 広島県支部	支部長
居住支援法人	ホームネット 株式会社	代表取締役
	株式会社R 6 5	代表取締役
	特定非営利活動法人反貧困ネットワーク広島	理事長
	社会福祉法人三誓会	理事長
	株式会社良和ハウス	代表取締役
福祉	社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会	会長
関係団体	社会福祉法人 しらとり会	理事長
居住支援 関係団体	株式会社キャピタルインキュベータ	代表取締役
	生活環境部市民生活課	課長
	生活環境部人権男女共同参画課	課長
東広島市	健康福祉部地域共生推進課	地域共生社 会担当部長
	健康福祉部生活福祉課	課長
	健康福祉部障がい福祉課	課長
	健康福祉部地域包括ケア推進課	課長
		こども家庭
	こど も未来部こど も家庭課	総合支援
		担当課長
	建設部住宅課	課長

# 入 会 申 込 書

++++		$\sim$ 1 $\wedge$ 2	H 1 17 7 L
		$\sim (I) \land \sim \sim \sim 1$	$\mathbf{H} \perp \mathbf{J} \wedge \mathcal{D} \perp \mathbf{T}$
水瓜油川油	住支援協議会。	~V//\ <del>~~</del> % '	サレいのみより。

令和 年 月 日

東広島市居住支援協議会会長様

<u>団体名</u>	-
所在地	
代表者名	
担当者職氏名	

メールアドレス

|--|

## 退会届

~ ~ #	WARIALA	
	当会を退会したいので	
$ 0$ $1$ $\overline{2}$ $\overline{3}$		<b>、/HII/Ш</b>

令和 年 月 日

東広島市居住支援協議会会長様

団体名	 	 
所在地		
代表者名		